

ねんきん 通信

国民年金の未加入って? その1

最近、国民年金の未加入問題について耳にする機会が多くなっています。様々な立場の方々が、自分の年金加入履歴を公表し、謝罪している場面などに遭遇します。
「制度が複雑で…」という批判を受けている国民年金の未加入問題について、分かりやすく迫ってみましょう!

そもそも未加入とは?

国民年金の未加入とは、加入していない状態のこと(読んで字の如く!)です。ただ、「加入すべきなのに加入していない」と「加入しなくてもよいから加入していない」という二通りの意味合いがあります。

では、どのような方が加入し、どのような方が加入しなくてもよいのでしょうか?これは、その時々で加入対象者が異なります。ここが難しく感じるところです。

国民年金加入対象者はどのように変わってきたの?

国民年金加入対象者は、制度発足の昭和36年4月以降、昭和61年4月、平成3年4月などに大きな改正がありました。

●昭和36年4月(制度発足)

当初、国民年金の対象者(強制)は、会社勤めをしていない自営業の方々などに限定されていました。ですから、サラリーマンや国会議員は加入除外者でしたし、サラリーマンの配偶者(妻)や学生などは任意加入者とされていました。

つまり、サラリーマンの配偶者や学生などは、加入することもできましたが、加入しなくても構わない、という制度(任意適用)だったのです。

この加入除外期間や任意適用で加入しなかった期間でも、年金を受給するために最低必要とされる25年(受給資格期間)の計算上算入される合算対象期間(いわゆるカラ期間)となります(年金受給額には反映されません)。

●昭和61年4月

主婦(夫)の方であれば、よくご存知の年かと思いま

す。これ以降、サラリーマンの配偶者(妻)であっても、強制的に国民年金に加入することとされました。ただし、第3号被保険者という区分が創設され、保険料の納付を要せずして保険料納付済み期間(年金受給額に反映)とされ、年金受給が可能となりました。

見過ごされがちですが、これ以降、サラリーマン本人も国民年金に強制的に加入することとされました。ただし、第2号被保険者という区分で加入し、給料から天引きされている厚生年金等の中から納付することとなりました。

●平成3年4月

それまで、任意加入者だった学生も、これ以降、強制的に国民年金の加入対象者とされました。それまで、任意適用とされていましたが、加入する学生が少なかったため、その期間に障害を負っても障害年金が給付されない、学生無年金障害者という社会問題を引き起こしました。

おまけ▶ちなみに、国会議員ですが、制度発足当初は加入除外者で、昭和55年4月以降任意加入者となり、昭和61年4月以降強制加入者となりました。ですから、昭和61年3月以前の国会議員であった期間は加入していても制度上問題ないこととなります。

今月のまとめ

厚生年金等加入者及びその配偶者並びに学生などは、制度発足当時は、加入除外及び任意適用とされていました。それ以外の方々は、国民年金に強制的に加入する必要がありました。

来月号では、未加入の期間が年金受給に及ぼす影響と、その対策を考えましょう!

詳しくは、役場町民課福祉住民係(☎5-1111 内線158)にお問い合わせください。

ご寄付ありがとうございます
ごさいます
7月

◇社会福祉に

〔香典返しの一部〕

寺田 久子さん(夫)元 町

荒 知さん(母)字間瀬別

五十嵐孝子さん(夫)字幌延

戸籍の窓

7月

☆お誕生おめでとう

遠藤 芽衣さん(父)雅樹(字)間瀬別

☆ご結婚おめでとう

勇川 忍さん (元 町)

瀬戸美由紀さん

★お悔やみ申し上げます

荒 ミツイさん(90歳)字間瀬別

寺田 平一さん(65歳)元 町

五十嵐良雄さん(76歳)字幌延

